

特別委員（農産物）名簿

中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
栗原 眞	農林水産省生産局農業環境対策課農業環境情報分析官
加藤 浩生	全国農業協同組合連合会 千葉県本部 営農販売企画部 部長
下山 久信	公益社団法人 日本農業法人協会
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 農産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕

特別委員（畜産物）名簿

佐藤 衆介	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 教授
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
藁田 純	農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
南波 利昭	公益社団法人 中央畜産会 副会長
八木 淳公	公益社団法人 畜産技術協会 緬山羊振興部長
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 畜産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕

特別委員（水産物）名簿

大関 芳沖	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 審議役
中 裕伸	水産庁漁政部企画課長
重 義行	一般社団法人 大日本水産会 専務理事
大森 敏弘	全国漁業協同組合連合会 常務理事
佐々木 康弘	全国水産加工業協同組合連合会 参事
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 水産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕

調達コード（共通事項）に関するご意見のポイント

2016年12月13日から27日にかけてご意見を募集した「持続可能性に配慮した調達コード（案）」のうち、共通事項の案については、約180件のご意見をいただきました。

大変多くのご意見をいただきましたので、このうち、代表的なものについて一部ご紹介いたします。

分野	意見	回答（案）
趣旨	<p>国際的な合意として、「国連先住民族の権利宣言（UNDRIP）」や「ILO169号条約」を加えるべき。主な参考文献のリストに、上記を加えるべき。</p> <p>持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範として、「OIE 動物福祉基準」を含めるべき。</p> <p>労働CSRのガイダンスとしては、「ILO 中核的労働基準」を包含する「ILO の多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」を挙げることが適当である。</p> <p>持続可能性に関する取組の多様性も認めていることを明記してはどうか。一つの手法や認証制度に偏って調達基準を決めるようなことは、逆にそれ以外の取組を鈍化させ、全体としては持続可能性に関する取組が向上していかないような事態にもなりかねない。</p>	<p>「1. 趣旨」においては、各分野で最も重要と思われる条約や規範等を挙げており、人権については世界人権宣言を挙げています。ここでさらに人権関係の個別条約を挙げることは、全体的なバランスをとる観点から控えさせていただきますが、参考文献のリストに国連の「先住民族の権利宣言」を追加することとします。【コード案 14 ページ】</p> <p>動物福祉（アニマルウェルフェア）については畜産物の個別基準の中で取り扱うこととしたところ です。</p> <p>ご意見を踏まえて、「ILO の多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO 中核的労働基準を含む）」と修正します。【コード案 1 ページ】</p> <p>持続可能性を実現する方法や取組には多様なものがあると考えたり、これまでの検討においても、一つの手法や認証制度に偏らないよう議論してきたところです。</p>

適用範囲	組織委員会に限らず、東京オリンピック・パラリンピックに関わり東京都、国等が発注する施設建設工事を含む調達物品・サービスを対象とすべき。	「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」（2016年1月）において、調達コードは組織委員会の調達に適用するものとして策定し、東京都や政府機関等に対しては調達コードの尊重を働きかけることとして整理したところです。
調達における持続可能性の原則	調達先が国内外に関わらず対象とすることを明確にすべき。	別添1の「用語」における「製造・流通等」の説明について、ご意見の趣旨を踏まえた修正をします。【コード案13ページ】
持続可能性に関する基準全般	持続可能性に配慮した調達物品等であることを理由に、調達総量が増加することのないよう配慮することを明記すべき。 「報復行為の禁止」の項目において、調達コード違反に関して通報する場合を含むよう修正すべき。	ご意見の趣旨を踏まえて、「調達総量の抑制に努めるとともに、」という文言を追加します。【コード案3ページ】
環境	冒頭部分に、東京都の環境物品等の調達の方針として、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」を明記すべき。 「低炭素・脱炭素エネルギーの使用」の項目について、「サブライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、ライフサイクルを通じ、CO2排出量と社会・環境負荷のより低いエネルギーを使用すべきである」に変更すべき。	ご意見を踏まえて、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」を追記します。【コード案3ページ】
	再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用による資源の有効利用に取り組むべきであることに賛同いたします。	ご意見のような「ライフサイクル全体における環境及び社会への負荷」を比較する手法が普及していないと思われる中、「CO2排出係数のより低いエネルギー」とした上で、その例として、再生可能エネルギー等を挙げているところです。
		ご理解ありがとうございます。

<p>「生物多様性の保全」の項目において、SDGsターゲット15.2の森林減少阻止のために、「特に、森林減少を引き起こしていないことを確認する」と加えるべき。</p>	<p>(2) 環境においては、⑦「資源保全に配慮した原材料の採取」の項目を設けており、森林保全の趣旨についてはこれに含まれていません。また、森林の状態や利用・開発の経緯・形態にも様々なケースがある中で、森林減少という事象のみに着目してこれを一律に禁止するような規定を置くことは難しいと考えています。</p>
<p>「国際的人権基準の遵守・尊重」の項目において、人権に係る国際的な基準として、「国連先住民族の権利宣言(UNDRIP)」や「ILO169号条約」を加えるべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、国連の「先住民族の権利宣言」について追加することとします。【コード案5ページ】</p>
<p>「子どもの権利尊重」の項目における「親への支援」について、親・保護者への支援、ダイセメントワークやワークライフバランスへの配慮を加えていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「子どもを世話する親・保護者への支援等」と修正します。ご意見のその他の部分については、調達コードの解説を作成する中でその趣旨を反映できるよう検討したいと考えています。【コード案6ページ】</p>
<p>「地域住民等の権利侵害の禁止」の項目において、第三者による権利侵害がなく、こうした権利侵害を巡る紛争が発生していないことの確認を追加すべき。</p>	<p>先住民族の権利については、(3)人権の③「地域住民等の権利侵害の禁止」の項目を設けております。一方、権利侵害を巡る紛争が発生しているとしても、それをもってサプライヤー等が権利侵害しているとは判断できないと考えており、ご意見のような記述を追加することは難しいと考えています。</p>
<p>「ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包摂性)の観点を重視」「性的指向・性自認」「LGBT等」を明記したことが素晴らしい。</p>	<p>ご理解ありがとうございます。</p>
<p>「製造・流通等の「等」には、例えば、建設工事なども含まれる」と考えられる。一般の方の理解を促進するため、「等」に含まれる範囲をより丁寧に記載するべき。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、別添1の用語の「製造・流通等」の意味を修正します。【コード案13ページ】</p>

	<p>企業に遵守・尊重を求めるものとしては、「ILOの提唱する労働における基本的原則及び権利」が適当であり、その内容を脚注などで示すとよい。</p> <p>「雇用及び職業における差別の禁止」の項目において、「待遇」を「賃金、労働時間その他の労働条件」と修正すべき。</p> <p>「生活賃金」という見出しは、項目の内容を踏まえて「賃金」とすべき。</p> <p>「職場の安全・衛生」の項目において、「事業所単位の職場安全衛生委員会の設置を含め」と追加すべき。</p> <p>「職場の安全・衛生」の項目において、いわゆる一人親方も対象を含むよう明記すべき。</p> <p>「職場におけるハラスメントの禁止」の項を追加し、セクハラやパワハラを含む職場におけるあらゆるハラスメントを排除するための措置を求めるべき。</p> <p>外国人労働者の訳は「migrant workers」とすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「ILOの提唱する労働における基本的原則及び権利」に修正し、また、これに関する脚注を入れることとします。 【コード案6ページ】</p> <p>ご意見を踏まえて、「賃金、労働時間その他の労働条件」に修正します。【コード案7ページ】</p> <p>ご意見を踏まえて見出しを「賃金」と修正します。【コード案7ページ】</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえて、「安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスケアを含め、」と修正します。【コード案7ページ】</p> <p>建設現場全体の安全管理のためには一人親方への配慮も必要であるため、「雇用する労働者」の部分を「従事する労働者等」とします。 【コード案7ページ】</p> <p>ご意見については、(3)人権において、②「差別・ハラスメントの禁止」の項目を設定しております。</p> <p>ご意見を踏まえて修正します。</p>
<p>経済</p>	<p>「責任あるマーケティング」の項目に関して、「子どもに悪影響のある広告及びマーケティングに関するガイドライン」を参照する旨記載してほしい。</p>	<p>調達コードの解説等を作成する中でご意見の趣旨を反映できるよう検討したいと考えています。</p>

<p>ご意見を踏まえて、「深刻な被害を受けた被災地」とします。 東日本大震災等によって深刻な被害を受けた被災地への配慮については、これまでの調達コードの検討においても議論がありました。被災地への配慮に関しては、持続可能性に限らない様々な観点から丁寧な検討が必要であるため、調達コードの記述は原案通りとしたいと考えています。【コード案 8 ページ】</p>	<p>「東日本大震災等によって深刻な被害を受けた被災地の復興への配慮も必要」とすべき。また、被災地の物品等を積極的に調達すべきとすることを提案する。</p>	
<p>調達コードの適用範囲については、組織委員会に提供する物品・サービス及びライセンシス商品の製造・流通等の過程として検討してきたところであり、苦情処理等の対象を明確化する観点からも、原案どおりとします。</p>	<p>調達対象となっている物品の基準達成のみならず、企業全体としての実施状況等の確認が必要ではないか。</p>	<p>担保方法</p>
<p>調達コードの運用面の詳細については、調達手続き全体における実務的観点も踏まえて今後検討していきますが、ご意見についても参考にさせていただきます。</p>	<p>優先順位をサプライヤーが自社でリスク評価をするのではなく、組織委員会としての考え方を示す必要があるのではないか。</p>	
<p>ご理解ありがとうございます。</p>	<p>「共存共栄」とあるのは、非常にポジティブな日本のコメンセプトであり、バイヤーとサプライヤーの Win-Win の関係を促進するものである。</p>	
<p>持続可能性に配慮した取組の実施状況等を取りまとめた報告書を公表することが予定されており、その中で持続可能性に配慮した調達の実施状況についても報告することになると考えていますので、その旨から「8. その他」に記述を追加します。【コード案 12 ページ】</p>	<p>サプライヤー及びライセンシスの取り組み状況だけでなく、組織委員会の調達実績も公表すべきである。</p>	
<p>多数のサプライチェーンが重層的に存在することを考えるとその全てを組織委員会に示すようサプライヤーに義務付けることは現実的でないと考えています。</p>	<p>「サプライヤー及びライセンシーは、全てのサプライチェーンを組織委員会に開示しなければならない」と追加すべき。</p>	

<p>苦情処理システム</p>	<p>違反があった場合の通報を受ける窓口について、通報を容易に行えるようにするための体制整備を図るべきである。</p> <p>ISO17065やISO17011で要求される透明性のある苦情処理システムを採用すべき。</p>	<p>苦情処理システムの詳細については、ご意見の内容も参考にしつつ、引き続き検討いたします。</p> <p>苦情処理システムの詳細については、ご意見の内容も参考にしつつ、引き続き検討いたします。</p>
<p>物品別の個別基準、その他</p>	<p>工事、建築資材・副資材の個別基準を設け、再生骨材コンクリートの調達を必須とするべきである。</p> <p>PDCA サイクルの考え方に則り、調達コードの内容等の見直しに関する考え方を明記すべき。</p> <p>東京都及び政府機関等に対して、調達コードの尊重を働きかけるのではなく、厳守するように要求するとしてよいのではないかと。</p> <p>調達コードはミニマムスタンダードであり、サブプライヤ等には調達コードの基準を上回るものが推奨されるということなどを明記すべき。</p>	<p>国や東京都のグリーン購入に関する方針において、天然砂（海砂、山砂）等の一部または全部を代替して使用できる高炉スラグ骨材等の使用が挙げられており、組織委員会においてもこれらの方針を準用する予定です。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえた記述を追加します。【コード案 12 ページ】</p> <p>調達コードについては東京都や政府機関等へ尊重を働きかけることとしておりますが、調達コードをどのように取り扱うかについては各々において判断いただくべきものと考えています。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえた記述を追加します。【コード案 12 ページ】</p>

パブリックコメント用



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
持続可能性に配慮した調達コード
(案)

構成（目次）

1. 趣旨
2. 適用範囲
3. 調達における持続可能性の原則
4. 持続可能性に関する基準
5. 担保方法
6. 苦情処理システム
7. 物品別の個別基準
8. その他

別添1：用語

別添2：物品別の個別基準

主な参考文献

1. 趣旨

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、東京2020大会において、「持続可能性に配慮した運営計画」（〇年〇月）に基づき、「環境」、「社会」及び「経済」の側面を含む幅広い持続可能性に関する取組を推進する。

その中で、組織委員会は、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、大会開催のために真に必要な物品・サービスを調達していくとともに、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うことを通じてその社会的責任を果たしていくべきと考えており、その具体を検討するための原則として、「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」（2016年1月）を策定している。

また、この間に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、「持続可能な消費及び生産のパターンを確保する」という目標が設定されているが、東京2020大会において持続可能性に配慮した調達に取り組むことは、企業や公共部門における持続可能な慣行の導入・促進を含め、社会全般における消費・生産パターンの変革というレガシーにつながるものである。

この「持続可能性に配慮した調達コード」においては、上記基本原則の下、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範（「持続可能な開発目標」、「パリ協定」、「世界人権宣言」、「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO 中核的労働基準を含む）」、

「国連グローバル・コンパクト」、「OECD 多国籍企業行動指針」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」など)を尊重し、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等を定める。

その上で、組織委員会は、本調達コードの遵守を、サプライヤー、ライセンシー及びサプライチェーンをはじめとする関係者との共同の取組として推進するとともに、SDGsが掲げる持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会の実現に向けて、本調達コードと同様の取組が拡大し、デリバリーパートナーやサプライヤーを含め広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていく。

2. 適用範囲

本調達コードは、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品（以下、「調達物品等」という。）の全てを対象とする。これには、パートナー企業から調達するものを含む。

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、調達物品等の製造・流通等に関して、調達コードを遵守することを求める。また、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、それらのサプライチェーンも調達コードを遵守するように働きかけることを求める。

調達コードの遵守やサプライチェーンへの働きかけの方法については、5. 担保方法に規定する方法に従うものとする。

3. 調達における持続可能性の原則

組織委員会は、持続可能性に配慮した大会の準備・運営を実現するため、透明性やデュー・ディリジェンスの概念を含む4つの原則に基づいて持続可能性に配慮した調達を行う。

< 4つの原則 >

- (1) どのように供給されているのかを重視する
- (2) どこから採り、何を使って作られているのかを重視する
- (3) サプライチェーンへの働きかけを重視する
- (4) 資源の有効活用を重視する

また、組織委員会は、調達総量の抑制に努めるとともに、調達物品等が、選手、大会スタッフ、観客など全ての関係者にとって、安全かつ衛生的であり、また、関係者の宗教的・文化的多様性に十分配慮され、差別・ハラスメントのないものとなるよう留意する。

4. 持続可能性に関する基準

4つの原則を踏まえ、調達物品等に関して、サプライヤー及びライセンサー並びにそれらのサプライチェーン（以下、「サプライヤー等」という。）に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。

（1）全般

①法令遵守

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各国現地法及び国際法を含め、関係する法令等を遵守しなければならない。

②報復行為の禁止

サプライヤー等は、法令違反や差別、調達コード違反等の行為を通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。

（2）環境

現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、組織委員会の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や東京都等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や東京都の「東京都グリーン購入推進方針」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める水準を満たす物品・サービスを求めることとする。

その上で、個別の物品・サービスの環境性能等については、「持続可能性に配慮した運営計画」において定める目標等も踏まえて指定することとする。

また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。

①省エネルギー

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の

導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。

②低炭素・脱炭素エネルギーの利用

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO2 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーや天然ガスなど CO2 排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。

③その他の方法による温室効果ガスの削減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。

④3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

サプライヤー等は、調達物品等に関して、汎用品の活用や分離・分解の容易な構造の採用等により、大会後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用のほか、再使用・再生利用ができない場合のエネルギー回収などの方法で資源の有効利用に取り組むべきである。

⑤容器包装等の低減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。また、再使用・再生利用しやすい容器包装及び梱包・輸送資材を使用すべきである。

⑥汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。

⑦資源保全に配慮した原材料の採取

サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。

⑧生物多様性の保全

サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。

(3) 人権

組織委員会は、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」というオリンピック憲章の理念を強く支持する。また、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の観点を重視する。

①国際的人権基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。

②差別・ハラスメントの禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。

③地域住民等の権利侵害の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。

④女性の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。

⑤障がい者の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その

経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等に配慮すべきである。

⑥子どもの権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。

⑦社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。

（４）労働

労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で児童労働や長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、組織委員会は、適正な労務管理と労働環境の確保を求めていく。また、ワーク・ライフ・バランスの推進も必要である。

①国際的労働基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特にILOの提唱する労働における基本的原則及び権利ⁱⁱⁱ中核的労働基準）を遵守・尊重しなければならない。

②結社の自由、団体交渉権

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において雇用従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。

③強制労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。

④児童労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。

⑤雇用及び職業における差別の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において雇用従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による雇用や待遇賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別をもしてはならない。

⑥生活賃金

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において雇用従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金を支払わなければならない。

サプライヤー等は、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。

⑦長時間労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。

⑧職場の安全・衛生

サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスケアを含め、調達物品等の製造・流通等において雇用従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。

⑨外国人・移住労働者

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生を含む。）に対して、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（上陸基準省令）に定める不正行為などの不当な労働管理を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。また、サプライヤー等は、外国人労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある労働関係機関との連携にも取り組むべきである。

(5) 経済

近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、大会に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。さらに、東日本大震災等によって深刻な被害を受けた被災地の復興への配慮も必要である。このため、組織委員会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。

①腐敗の防止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。

②公正な取引慣行

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買ったたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。

③紛争や犯罪への関与のない原材料の使用

サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。

④知的財産権の保護

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。

⑤責任あるマーケティング

サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）が禁止する不当表示を行ってはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。

⑥情報の適切な管理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報等を法律に基づき取り扱うとともに、大会に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほ

か、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。

⑦地域経済の活性化

東京大会が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。そのため、組織委員会は、東京都による「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の取組等とも連携して、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、環境面や社会面にも配慮した日本国内の中小企業・農林水産事業者の受注機会の確保や国産品の利用に配慮すべきである。

5. 担保方法

(1) 調達コードの理解

サプライヤー又はライセンサーとなることを希望する事業者は、組織委員会が別途作成する解説等を参照・活用するなどして、事前に調達コードの内容を確認しなければならない。

(2) 事前のコミットメント

サプライヤー又はライセンサーとなることを希望する事業者は、調達コードの遵守に向けて取り組むことを誓約（コミット）しなければならない。

(3) 調達コードの遵守体制整備

サプライヤー及びライセンサーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、自社に関連する持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて、調達コードを遵守するための体制を整備すべきである。

(4) 伝達

サプライヤー及びライセンサーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードの内容を自社の関係する役職員及びサプライチェーンに伝達するために、研修・教育などの適切な措置を講じるべきである。

(5) サプライチェーンへの働きかけ

サプライヤー及びライセンサーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードを遵守した調達物品等の製造・流通等が行われるように、サプライチェーンに

対して調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めるなどサプライチェーンに働きかけるべきである。このような働きかけにあたって、サプライヤー又はライセンシーは、自社のサプライチェーンにおける持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、リスクの高いサプライチェーンや分野に関してより重点的に働きかけを行うべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、サプライチェーンへの働きかけにあたっては、共存共栄の理念に基づき、サプライチェーンとの共同の取組として調達コードの遵守を推進できるように、サプライチェーンとのコミュニケーションを重視すべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、サプライチェーンへの働きかけやコミュニケーションを確実にするため、サプライチェーンとの間の契約に、組織委員会が別途作成するサステナビリティ条項のモデル条項又はこれに類似する条項を挿入することを検討すべきである。

(6) 取組状況の記録化

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況を、組織委員会の求めがある場合にいつでも提供できるように、可能な限り十分記録化すべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、特に調達物品等を製造（組立・仕上段階）及び保管する施設（当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。）の名称及び所在地について、組織委員会の求めがある場合に提供できるようにしておかなければならない。また、当該施設に関連するその他の情報についても、組織委員会の求めがある場合にできる限りこれを提供できるような体制を検討すべきである。

(7) 取組状況の開示・説明

サプライヤー又はライセンシーとなることを希望する事業者は、サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況（取り組むことを予定しているものを含む）について、組織委員会が調達物品等の種類や規模等を踏まえて指定する方法により開示・説明しなければならない。また、契約締結後においても、サプライヤー及びライセンシーは、取組状況について、組織委員会の求めに応じて開示・説明しなければならない。

(8) 遵守状況の確認・モニタリング

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーとの間の契約締結の前後を通じて、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、サプライヤー等の調達コードの遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。

サプライヤー及びライセンシーは、当該確認・モニタリングに協力しなければならない。上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、組織委員会は、

サプライヤー及びライセンシーに対し、組織委員会が指定する第三者による監査の受け入れを求めることがあるが、~~サプライヤー及びライセンシーはこれに応じるものとする。~~ サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会がサプライチェーンにおける調達コードの遵守状況を確認・モニタリングし、または監査の受け入れを求める場合についても、これに可能な限り協力しなければならない。

(9) 改善措置

サプライヤー及びライセンシーに調達コードの不遵守があることが判明した場合、組織委員会は、当該サプライヤー及びライセンシーに対し改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出することを求める。この場合、サプライヤー及びライセンシーは、当該期間内に、改善計画書を提出した上、組織委員会から承認された計画書に従って、改善に取り組み、その結果を組織委員会に報告しなければならない。

サプライチェーンにおける調達コードの不遵守が判明した場合、サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会の求めに応じ、サプライチェーンに対する改善要求の働きかけに協力しなければならない。

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーが調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除することができる。ただし、サプライヤー及びライセンシーのサプライチェーンにおける調達コードの不遵守に関しては、サプライヤー及びライセンシーが本調達コードの規定及び組織委員会の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り、契約解除の対象とはならない。

6. 苦情処理システム

組織委員会は、調達コードの不遵守に関する苦情を適切に処理するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

組織委員会は調達コードの不遵守に関する苦情を受けた場合、苦情の対象となっているサプライヤー等に対して事実確認を求めるほか、サプライヤー等と関係するステークホルダーとの間のコミュニケーションを促進し、当該苦情が解決するよう必要な対応を行う。

苦情処理システムの詳細については組織委員会が別途定める手続きによるものとする。

7. 物品別の個別基準

以下のものについては、4～6が適用されるほか、それぞれ別添の調達基準が適用される。

- ・ 木材（別添2-1） ~~【※今回の意見募集の対象外です。】~~
- ・ 農産物（別添2-2）

- ・畜産物（別添2－3）
- ・水産物（別添2－4）
- ・紙（仮）（2017年度以降検討予定） ~~【※今回の意見募集の対象外です。】~~
- ・パーム油（仮）（2017年度以降検討予定） ~~【※今回の意見募集の対象外です。】~~

8. その他

組織委員会は、東京都及び政府機関等に対して、本大会関係で調達する物品・サービスにおいて、調達コードを尊重するよう働きかける。

組織委員会は、透明性の観点からも、持続可能性に配慮した調達の実施状況について公表する。また、PDCAの考え方に則り、調達コードの必要な改定を適宜行うこととする。

サプライヤー等には、本調達コードで規定する事項に留まらず、社会における最新の課題やニーズを的確に把握し、持続可能性の一層の向上に取り組むことが期待される。

i 4つの原則の内容については、「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」（2016年1月）の文書を参照（<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/data/sus-principles-JP.pdf>）

ii, ~~iiiv~~ 肌の色、言語、政治的その他の意見、国または社会のルーツ、財産を理由とする場合を含む。

iii 労働における基本原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ（1998年）において提唱された4つの基本的権利に関する原則（①結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、②あらゆる形態の強制労働の撤廃、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業における差別の撤廃）を指す。

~~ivv~~ 持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価し、これに対処するに当たっては、国連のビジネスと人権に関する指導原則が企業に対して求める人権デュー・ディリジェンスの手法も参考となる。

別添1 用語

本文書における用語の意味は以下のとおりとする。

用語	意味
物品・サービス	工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等
ライセンス商品	組織委員会とのライセンス契約に基づいて、ライセンシーによって製造・販売等される物品
サプライヤー	組織委員会が契約を締結する物品・サービスの提供事業者（1次サプライヤー）
ライセンシー	大会エンブレム等を用いた公式ライセンス商品を製造・販売等する事業者
デリバリーパートナー	計画策定や大会開催に向けて、財政その他の支援を行う、政府や地方公共団体、民間機関
サプライチェーン	原材料の採取を含め、サプライヤー・ライセンシーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（2次サプライヤー、3次サプライヤーなど）
<u>パートナー企業</u>	<u>IOC 並びに東京 2020 のスポンサーシッププログラムに基づき、東京 2020 大会の運営等に不可欠な専門的ノウハウ、商品・サービス及び資金を提供する企業</u>
製造・流通等	組織委員会への納品・サービス提供またはライセンス商品の販売等までの、 <u>国内外における、原材料の採取、製造、建設、流通などのプロセス。</u> （持続可能性の観点からは、原材料採取から廃棄に至るまでのライフサイクル（またはバリューチェーン）全体を通じた視点も重要であるが、調達コードが対象とする範囲の明確化の観点から、組織委員会への納品・サービス提供までとする。）
デュー・ディリジェンス	企業活動における法令違反や人権侵害等の負のリスクや影響を評価した上で、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証する継続的なプロセス
女性のエンパワメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。
リプロダクティブヘルス・ライツ	性と生殖に関する健康 <u>の</u> と権利。子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利。

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のとれた状態。国内では、「女性の職業生活における活躍に関する法律」(平成27年法律第64号)の施行を受け、国においては、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する調達等の取組が進められている。
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

主な参考文献

○国際的な合意・行動規範関連

- ・ 持続可能な開発のための2030アジェンダ (持続可能な開発目標 (SDGs))
- ・ パリ協定
- ・ 世界人権宣言
- ・ ILO 中核的労働基準
- ・ ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言
- ・ 労働における基本原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ
- ・ 国連グローバル・コンパクト
- ・ OECD 多国籍企業行動指針
- ・ 国連ビジネスと人権に関する指導原則
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)
- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)
- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)
- ・ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約 (拷問等禁止条約)
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)
- ・ 児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)
- ・ 障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)
- ・ 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (強制失踪条約)
- ・ 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約 (人身売買等禁止条約)
- ・ 子どもの権利とビジネス原則
- ・ 先住民族の権利に関する国際連合宣言

○オリンピック・パラリンピック関連

- ・ オリンピック憲章
- ・ オリンピック・アジェンダ2020
- ・ ロンドン2012 持続可能な調達コード
- ・ ロンドン2012 フードビジョン
- ・ リオ2016 持続可能なサプライチェーンガイド
- ・ リオ2016 テイスト・オブ・ザ・ゲームズ

○ISO 関連

- ISO20121:2012 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム—要求事項と利用手引
- ISO26000:2010 社会的責任に関する手引
- ISO20400 (ドラフト) 持続可能な調達—手引

DRAFT

(別添 2 - 1)

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される木材については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した木材の調達基準

1. 本調達基準の対象は以下の木材とする。
 - ア 建設材料として使用する製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング
 - イ 建設に用いられるコンクリート型枠合板
 - ウ 家具に使用する木材（製材端材や建設廃材等を再生利用するものを除く）
2. 組織委員会は、木材について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が特に重要と考えており、これらを満たす木材の調達を行う。なお、コンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、再使用する場合でも①～⑤を満たすことを目指し、少なくとも①は確保されなければならない。
 - ① 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
 - ② 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来すること
 - ③ 伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること
 - ④ 伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること
 - ⑤ 伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること
3. FSC^{*1}、PEFC^{*2}、SGEC^{*3}による認証材については、上記2の①～⑤への適合度が高いものとして原則認める。
4. 上記3の認証材でない場合は、上記2の①～⑤に関する確認が実施された木材であることが別紙1に示す方法により証明されなければならない。
5. サプライヤー^{*4}は、上記3または4に該当する木材を選択する上で、国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産材を優先的に選択すべきであるように努めなければならない。

6. サプライヤーは、使用する木材について、上記3の認証及び4の証明に関する書類を5年間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

~~7. 組織委員会は、使用する木材及び再使用する木材について、十分具体的な根拠とともに本調達基準に係る不遵守の指摘が示された場合には、当該指摘のなされた木材について調査を行う。この場合、サプライヤーは、組織委員会の行う調査に協力しなければならない。~~

~~8. サプライヤーは、「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」(2016年1月公表)の趣旨を理解し、これを尊重するよう努めなければならない。~~

※1 : Forest Stewardship Council (森林管理協議会)

※2 : Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes

※3 : Sustainable Green Ecosystem Council (緑の循環認証会議)

~~※4 : 組織委員会が契約する物品・サービスの提供事業者~~

別紙1（認証材以外の証明方法）

持続可能性に配慮した木材の調達基準（以下「調達基準」という。）の4については以下のとおりとする。

- (1) 調達基準2の①の確認については、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠した合法性の証明によって行う。なお、コンクリート型枠合板の合法性の証明については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月2日変更閣議決定）における「合板型枠」と同様の扱いとする。
- (2) 調達基準2の②～⑤については、国産材の場合は森林所有者、森林組合又は素材生産事業者等が、輸入材の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。
 - ②：当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていることを確認する。
 - ③：当該木材が生産される森林について、希少な動植物がいる場合にはその保全を考慮した伐採作業等を行っていることを確認する。
 - ④：当該木材が生産される森林について、先住民族や地域住民からの苦情・要請等がある場合には、これを受け付け、誠実に対応していることを確認する。
 - ⑤：当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させていることを確認する。
- (3) 各事業者は、直近の納入先に対して、上記（2）の確認が実施された木材であることを証明する書類（証明書）を交付し、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより証明を行う。
- (4) 型枠工事事業者は、コンクリート型枠合板を再使用する場合については、すでに使用されたものである旨を書面により証明しなければならない。
- (5) 各事業者は、当該木材についての入出荷の記録や証明書を含む関係書類を5年間保存しなければならない。

《木材》

＜要件＞

- ① 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切にされたものであること。
- ② 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来すること。
- ③ 伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること。
- ④ 伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること。
- ⑤ 伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること。

コンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、その場合でも①～⑤を満たすことを目指す（少なくとも①は確保）

(要件①～⑤を満たすもの)

ア FSC、PEFC、SGECによる認証材

イ 認証材でない場合は、森林組合や輸入事業者等により、①～⑤に関する確認が実施されていること(確認方法は以下のとおり)

- ① 合法性の確認については林野庁のガイドラインに準拠
- ② 森林経営計画等を確認
- ③ 伐採作業における希少な動植物への配慮を確認
- ④ 先住民族や地域住民からの苦情や要請等に対する対応を確認
- ⑤ 労働者に対する安全教育の実施や安全装備の着用を確認

＜国産材を優先的に選択＞

(国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮等への貢献を考慮)

サプライヤー(建設事業者等)



持続可能性に配慮した調達コード(案)について

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
大会準備運営第一局 持続可能性部

2017年2月17日

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

- 組織委員会は、持続可能性に関する取組の一つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用することとしており、2016年1月に「基本原則」を公表。
- 調達コードにおいては、持続可能性の観点から全ての物品・サービス等に共通して適用する基準や運用方法を定めるとともに、必要に応じて物品別の個別基準を設定。

	主な項目	内容
	適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス商品
	調達における持続可能性の原則	組織委員会は、大会に必要な物品・サービス等の調達に当たり、以下の4点を重視する。 ①どのように供給されているのか ③サプライチェーンへの働きかけ ②どこから採り、何をを使って作られているのか ④資源の有効活用
共通事項	持続可能性に関する基準	組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンサー、それらのサプライチェーンに求める。 <全般> 法令遵守 <労働> 児童労働の禁止 等 <環境> 省エネ、3Rの推進 等 <経済> 公正な取引慣行、地域経済の活性化 等 <人権> 差別・ハラスメントの禁止 等
	担保方法	調達コードの実効性を確保するための、コミットメント、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等について規定
	苦情処理システム	調達コードの不遵守に関する苦情等を処理する仕組みを設置
	物品別の個別基準	重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。 <対象> 木材(策定済)、農産物、畜産物、水産物、紙(今後検討)、パーム油(今後検討)

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

<趣旨>

- 組織委員会は、「持続可能性に配慮した運営計画」を策定し、環境問題のほか、人権・労働問題等にも配慮した大会運営を行う。その実行ツールの1つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用。
- 物品やサービスの調達において、(経済合理性のみならず)持続可能性にも配慮した調達を行うことで、
 - ・大会の運営主体としての社会的責任を果たすとともに、
 - ・広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう促していく



レガシー：SDGsが掲げる「持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会」の実現

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

<持続可能性に関する基準>

持続可能性への配慮として2つの側面があることを考慮しつつ、各分野の国際的な合意や行動規範等も参考に、持続可能性に関する基準を設定。

(持続可能性に関する基準の内容の例)

分野	ネガティブな影響の防止 (法令違反等の不適切な事実の防止(マイナスを打ち消す))	ポジティブな影響の促進 (より望ましい社会の構築に向けた取組の促進(プラスを引き上げる))
全般	・法令の遵守	
環境	・大気や水質の汚染防止 ・違法に採取された資源の使用禁止	・消費エネルギーの低減(省エネ) ・3Rの推進
人権	・差別やハラスメントの禁止	・女性の社会参加の推進
労働	・児童労働や強制労働の禁止 ・最低賃金の支払い	・ワーク・ライフ・バランスの推進
経済	・反競争的な取引の禁止	・地域の企業や製品の活用

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

<担保方法>

- ・基準が守られるように、契約前後のチェックや改善措置の要求等を実施。
- ・リスクの適切な確認・評価や、そのリスクの高さに応じた対応(デュー・ディリジェンス)を推奨。
- ・1次サプライヤーだけでなく、そのサプライチェーン(2次サプライヤー以降)でも調達コードが守られるように働きかけを求める(モデル条項を検討中)。

<苦情処理システム>

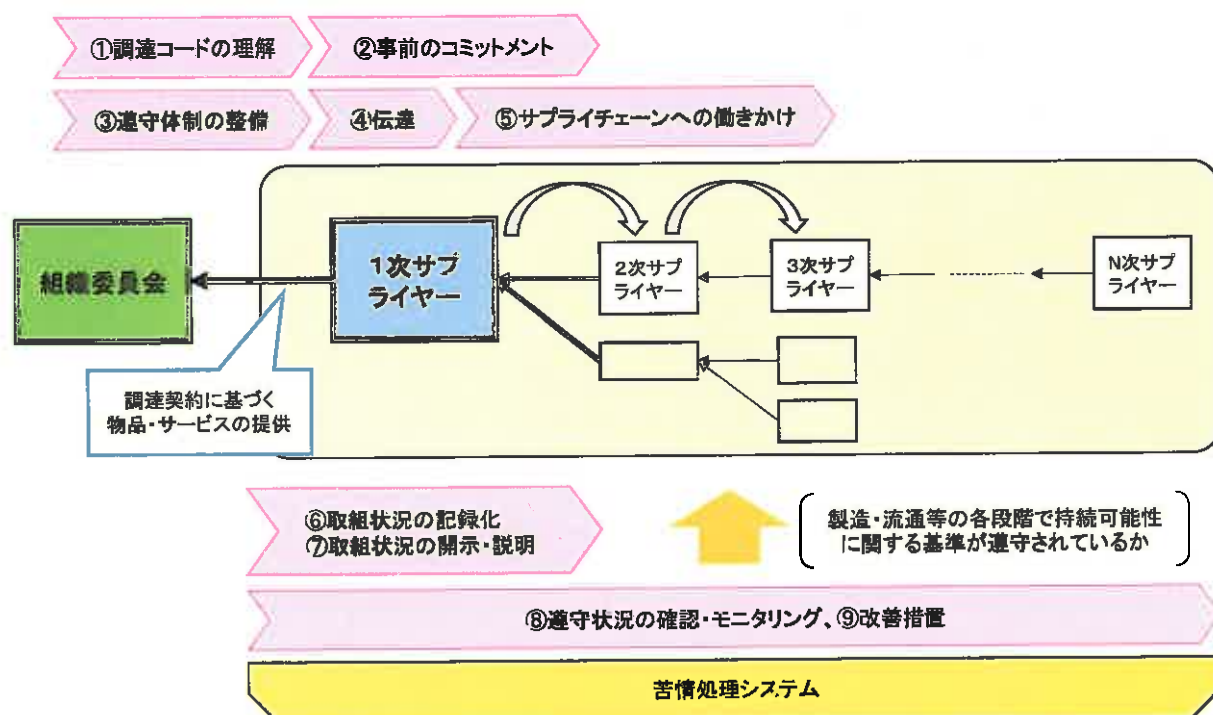
- ・調達コードの不遵守に関する苦情を受け付ける窓口を設置。
- ・苦情を受けた場合は、事実確認の上で解決に向けた対応を行う(詳細な仕組みは今後検討)。



担保方法や苦情処理システムを組み合わせることで、効果的に調達コードの遵守を図る。

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

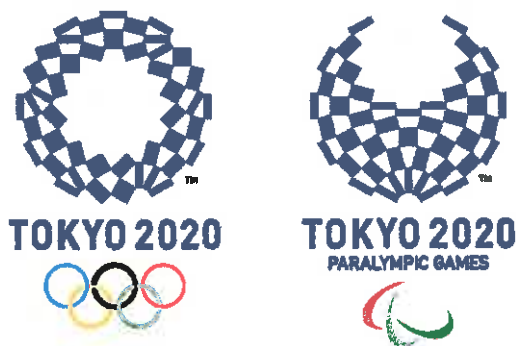
<担保方法、苦情処理システム>



「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

＜物品別の個別基準＞

- ・原材料の生産・採取における持続可能性が重視されるものについて個別基準を設定。
- ・対象は、木材(策定済み)、農産物・畜産物・水産物(検討中)、紙、パーム油(今後検討予定)。
- ・持続可能性の面で重要なポイント(要件)を提示。持続可能性の意味や必要な取組について事業者や消費者の理解が進むことを期待。
- ・農産物・畜産物・水産物の調達基準案では、要件を担保する方法として既存の認証等を提示。調達基準の策定をきっかけに国際的に通用する認証を取得した生産者が増加し、輸出力の強化等につながっていくこともレガシーとして期待。



飲食提供基本戦略の検討方向について

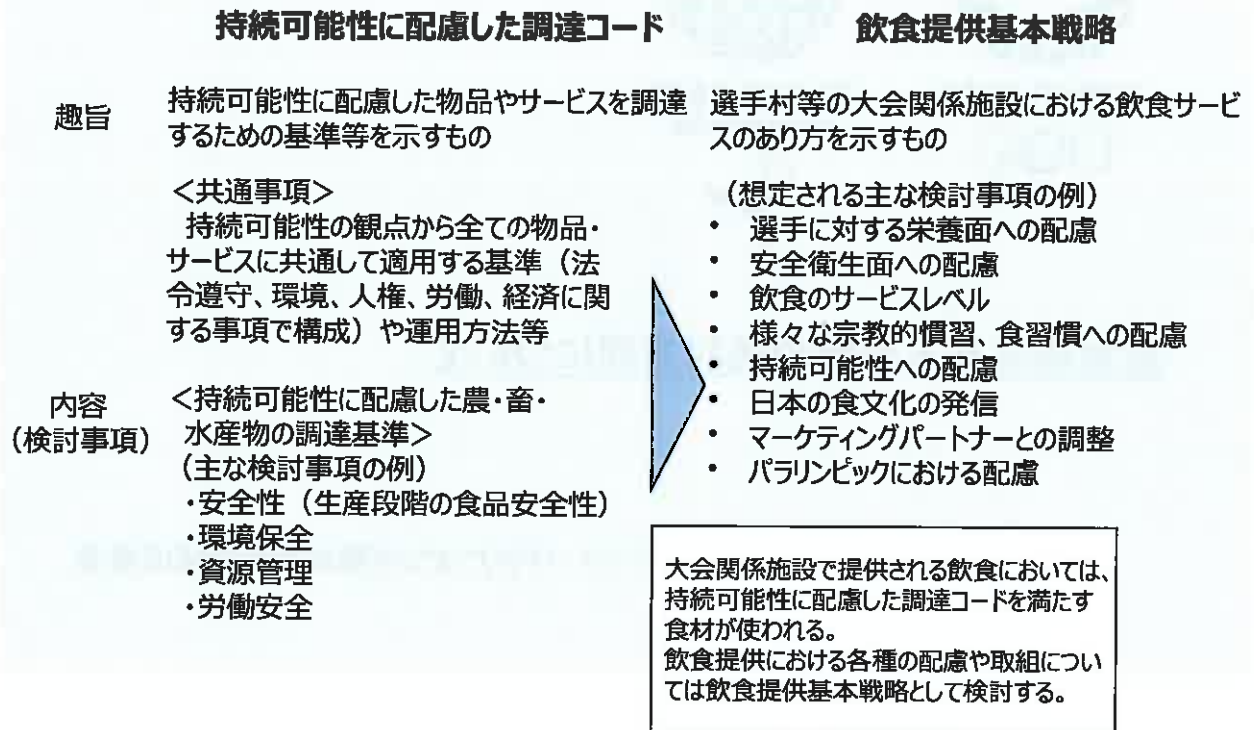
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

2017年2月17日

飲食提供に係る基本戦略とは

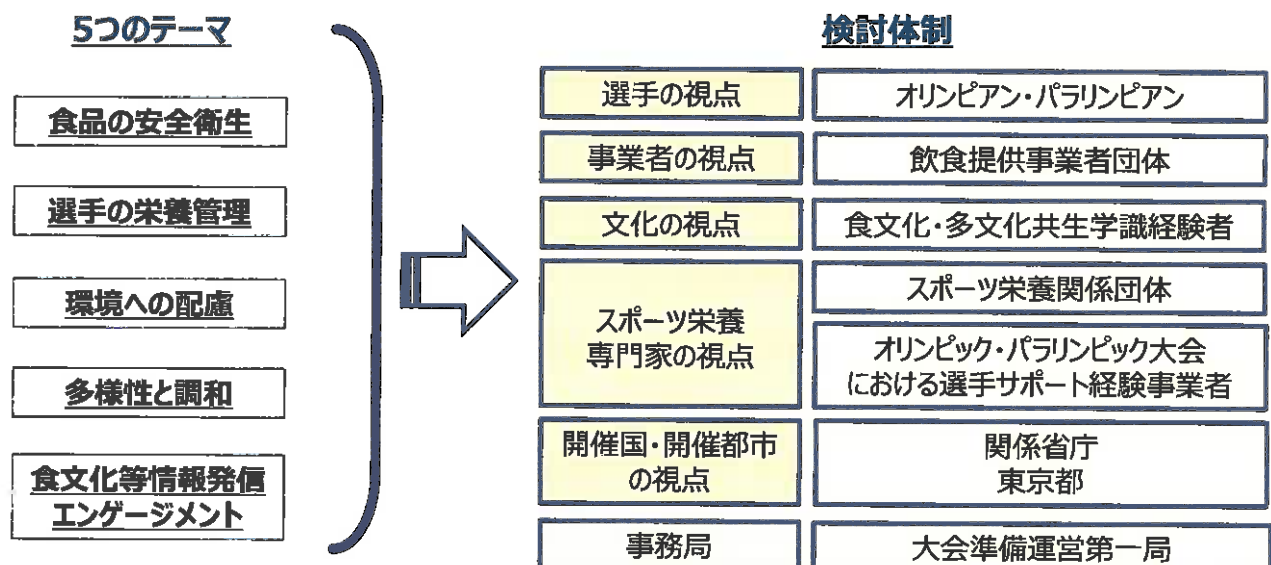
- 大会における飲食提供に関する基本的な考え方を示す文書であり、情報発信や関係者のエンゲージメントのツールとなる文書である。
- ロンドン大会で初めて策定・公表（大会30か月前）され、
リオ大会でも策定・公表（大会22か月前）
※各大会ともに、外部の有識者の意見を聞きながら策定
- 主な記載内容（過去大会での記載内容）
下記の事項について、基本的な考え方を記載する
 - ①ビジョン
 - ②運営方針（食品の安全衛生など）
 - ③食事の提供内容
提供対象者、提供する場所、メニュー（地域性や宗教的側面などを含む）
 - ④持続可能性への配慮
環境管理（輸送、廃棄含む）
調達コードに基づく食材活用（開催国・地域の食材の活用含む）
 - ⑤関係者の特定（スポンサー、事業者、行政機関など）

持続可能性に配慮した調達コードと飲食提供基本戦略の関係について



飲食提供基本戦略の主な検討テーマ及び検討体制

- 基本戦略の策定に当たっては、検討会議を開催し、飲食提供に係る重要なテーマごとに検討。
- テーマは過去大会における飲食提供に係る配慮事項や東京2020大会ビジョンを踏まえて設定。
- GAP等の認証を位置付けた調達コード（検討中）に基づく国産食材の活用、日本食の提供についても検討。
- 検討会議のメンバーは、検討テーマに応じた各分野の外部有識者で構成する予定。



※検討会議は公開とする。

農産物の調達基準に関するご意見のポイント

2016年12月13日から27日にかけてご意見を募集した「持続可能性に配慮した調達コード(案)」のうち農産物の調達基準(案)については、合計約120件のご意見をいただきました。

大変多くのご意見をいただきましたので、このうち、代表的なものについて、以下に紹介いたします。

該当項目	ご意見の内容	回答(案)
1. 対象について	加工食品の加工や流通における持続可能性への取組を規定しないのか。 加工食品についての「可能な限り優先的に」という表現は曖昧。	食品の加工・流通段階に対しては、調達コードの共通事項が適用されます。 加工食品についてもできるだけ基準を満たす原材料が使用されたものを調達できることが望ましいと考えられますが、一方で、加工食品については原材料が多岐にわたり、また、加工・流通過程で多くの事業者を経由する上、様々な産地の生鮮食品を一括の原材料として製造されたものの一部が調達されることとなるなどの理由から、基準の適用には一定の限度があると考えられます。 また、実際の調達に当たっては、品質、価格、供給確実性など様々な要素を考慮する必要がある中でこのような表現としていることをご理解ください。
2. 要件について	要件として、④生産者の最低限度の健康で文化的な生活の確保を入れるべき。 ①と③について、日本の法令に限らず、製造・流通等において、各国現地法および、国際法を含めた法令を遵守とすべき。	ご意見の内容については、全ての物品・サービス等に関わる共通の基準として、人権の尊重や適正な労働環境の確保等を求めています。 調達基準の冒頭に示しているとおり、調達コード本文の規定は農産物についても適用されますので、生産国の関係法令の遵守は求められます。

<p>3. 認証品について</p>	<p>2の①、②、③を満たすものとして JGAP と GLOBAL G.A.P.のみが認められているが、有機 JAS 認証も加えるべきである。</p>	<p>有機農業により生産された農産物については、調達基準の2にある食材安全、環境保全及び労働安全に係る要件を担保するものではないことから、3に示す認証に有機 JAS 認証を加えることは適当でないと考えしております。ただし、有機農業は農薬や化学肥料を使用しないなど環境面の配慮がより進んだものであり、持続可能性の一層の向上に資する取組であることからこれを推奨することとしております。なお、ロンドン大会においても有機農産物は推奨基準として位置づけられており、また、リオ大会においても「採算に合う範囲で」有機野菜等を使用するとされてきました。</p>
<p>ロンドンオリンピック以降、調達基準は GAP というより、有機農業が基本で、GAP は推奨であるのが本来のあり方であると聞いている。</p>	<p>特別栽培ガイドラインで生産された農産物を追加すべき。</p>	<p>特別栽培により生産された農産物については、これを否定するものではありませんが、地域によって求められる水準に差がある（同じ防除回数でも地域によって特別栽培になるものとならないものが出る）ことから、本調達基準においては取り上げておりません。</p>
<p>組織委員会が認める認証スキームについて、明示し、公開してほしい。</p>	<p>組織委員会が認める認証スキームについて、明示し、公開してほしい。</p>	<p>2の①～③を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームとしては、JGAP Basic 及び GLOBAL G.A.P.が同等性を確認している GAP を想定していますが、今後、本調達基準の要件を満たしていること（農林水産省作成の GAP ガイドラインの内容を網羅していること）を当該認証のスキームオーナー等から御提示いただくことにより個別に判断し、その結果を随時公表することとしたいと考えています。</p>
<p>4. 認証品以外の場合について</p>	<p>有機農産物等については農水省 GAP 取得の例外とするか、あるいは、有機 JAS 認証取得生産者は GAP に対して不足する部分のみの認証で認める、第三者として確認する団体に都道府県等公的機関のほか JAS 有機認証団体も含めるなどの負担軽減策を提案する。</p>	<p>有機農業により生産された農産物についても、農産物の調達基準の2の要件を満たすものとして、3又は4に該当することを示して頂くことが必要です。また、有機 JAS 認証機関を公的機関と見なすことはできないと考えますが、都道府県が、農林水産省ガイドラインに準拠した GAP の確認を行う際に、必要な確認能力があると認められる団体に確認業務を委託することはできると考えています。</p>

	<p>調達する農産物の多様性や、持続可能性を高め確認する手法の多様性を考える、第三者認証以外の方法も活用できると、第三者認証以外のおくことは重要と考える。</p>	<p>本調達基準案では、農産物の生産における食料安全、環境保全、労働安全に関する要件を設定した上で、それを担保する方法の一つとしてJGAP Advance などの認証を示すとともに、認証以外の方法として、GAP ガイドラインに準拠した GAP に基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けているものも認めているところと認めています。</p>
<p>5. 推奨事項について</p>	<p>「～推奨される」は「優先する」あるいは「一定割合を確保する」などの文言に修正すべき。</p> <p>可能な限りフェアトレード認証商品調達する、またはそれはそれを旨指すことを明記してほしい。</p>	<p>有機農業により生産された農産物を含め、5に示す農産物については、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から推奨していますが、こうした農産物は供給量や価格の面での制約も小さくないことから優先すべき等とまではしていません。</p> <p>7に示す「持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」については、フェアトレードに関する取組に基づいて生産された農産物も想定しているところと認めています。</p>
<p>6. 国産農産物について</p>	<p>国産農産物を優先的に選択することは、参加・協働の取り組みを大きく促進するものであり、賛同する。</p> <p>東日本大震災等による深刻な被害を受けた地域の農産物が積極的に調達されるよう明記すべきである。</p>	<p>国産の農畜水産物が使用されることで生産者をはじめとする関係者の参加感が高まることは、国全体での盛り上げという観点からも重要と考えています。</p> <p>東日本大震災等によって深刻な被害を受けた被災地への配慮については、これまでの調達コードの検討においても議論がありましたが、被災地への配慮に関しては、持続可能性に限らない様々な観点から丁寧に検討することが必要であるため、調達基準の記述は原案通りとしたいと考えています。</p>

7. 海外産の農産物について	海外産の農産物の持続可能性に資する取組やトレーサビリテイが確保されているものをどのように確認するのか、誰が確認するのか等が曖昧。	国産・海外産にかかわらず、2の要件を満たす農産物を調達することが原則ですが、他方で、海外産でなければ調達できない農産物について2を満たすことの確認が困難な場合があり得ると考え、例外措置を設けています。なお、「持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリテイが確保されているもの」については、例えば環境保全などの取組が確認できるもので、どこから調達したか追跡可能な状態のものを想定しており、こうした農産物であることをサプライヤーから示してもらおうことを考えています。
	国際機関や各国政府により認定された持続可能性に関する制度とした方が良い。	他方、多様な取組がある中でそのすべてに国際機関等による認定制度が整備されているものではないと考えています。
	「トレーサビリテイが確保」を「トレーサビリテイが生産地から一貫して確保」に変更すべき。	トレーサビリテイの確保については、各段階の事業者がそれぞれ、いつ、どこから（どこへ）、なにを、どれだけ入荷し、また、出荷したかといった情報を適切に記録・保存し、それを一つずつたどっていくことで、当該農産物の流通経路を追跡できる状態になっていることを指しています。
8. 関係書類の保管について	「1年が過ぎるまでの間」を「次の大会まで」に変更し、また、「組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならぬ」を「一般公開しなければならぬ」に変更すべき。	すでに生産段階まで遡って追跡できる状態を指す趣旨で規定しているもので、原案通りとしたと考えています。 本調達基準案においては、サプライヤーが基準に則った食材を調達していることを確認できるようにするために関係書類の保管を求めています。事業者が過度な負担を課さない観点からも、保管を義務付ける期間は大会後1年間で十分と考えています。また、一般への公開については、調達元の情報を含め、サプライヤーの営業秘密に関わるものもあるため困難とと考えています。

資料7-2

畜産物の調達基準に関するご意見のポイント

2016年12月13日から27日にかけてご意見を募集した「持続可能性に配慮した調達コード(案)」のうち畜産物の調達基準(案)については、合計約70件のご意見をいただきました。

大変多くのご意見をいただきましたので、このうち、代表的なものについて、以下に紹介いたします。

該当項目	ご意見の内容	回答(案)
1. 対象について	加工食品についての「可能な限り優先的に」という部分を削除すべき。	加工食品についてもできるだけ基準を満たす原材料が使用されたものを調達できることが望ましいと考えますが、一方で、加工食品については原材料が多岐にわたり、また、加工・流通過程で多くの事業者を経由する上、様々な産地の生鮮食品を一括の原材料として製造されたものの一部が調達されることとなるなどの理由から、基準の適用には一定の限度があると考えています。 また、実際の調達に当たっては、品質、価格、供給確実性など様々な要素を考慮する必要があるのでこのような表現としてのご理解ください。
	加工食品の加工や流通における持続可能性への取組を規定しないのか。	食品の加工・流通段階に対しては、調達コードの共通事項が適用されます。

2. 要件について	<p>④を「国際動向に合わせ、ケージフリー卵、地鶏の肉、ストールフリー飼育の養豚場の豚肉、年間6ヶ月以上放牧された牛の肉と牛乳とし、その上でOIEのアニマルウェルフェアコードを厳守した農場のものであるとともに、関連法令、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針および国際獣疫事務局(OIE)コード等に照らして適切な処置が講じられていること。」とすべき。</p> <p>養豚における母豚のストールによる飼養や採卵鶏におけるバタリーケージによる飼養により生産された畜産物についても調達の対象とすべき。</p>	<p>本調達基準案においては、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられますが、飼養管理指針については、180の国と地域が加盟するOIEコードの策定や改正に合わせて、各畜種におけるOIEコードに準拠するよう随時改訂されているものと承知しています。そのため、原案は、世界的にみて標準的な水準のアニマルウェルフェアを求められていると考えております。</p>
<p>①を「成長促進及び予防目的での抗菌剤を使用しないこと。緊急時以外は駆虫薬、特に浸透性農薬の使用を行わないこと。さらに日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。」とすべき。</p>	<p>抗菌剤については、関係法令等に従って適正に使用されることで、畜産物の安全性は確保されていると考えます。</p> <p>なお、畜産分野では、農林水産省による薬剤耐性菌の監視も行われており、我が国の薬剤耐性率は、EU等と同水準とされています。また、我が国では昨年4月に、薬剤耐性対策アクションプランが決定され、成長促進目的での使用を含め、更に対策が強化されることと承知しています。</p>	<p>本調達基準案においては、関係法令等に従って適正に使用されることで、畜産物の安全性は確保されていると考えます。</p> <p>なお、畜産分野では、農林水産省による薬剤耐性菌の監視も行われており、我が国の薬剤耐性率は、EU等と同水準とされています。また、我が国では昨年4月に、薬剤耐性対策アクションプランが決定され、成長促進目的での使用を含め、更に対策が強化されることと承知しています。</p>
<p>現行の国内の関係法令等を遵守して生産されている豚肉が調達基準を満たせるようにすべき。</p>		<p>本調達基準案においては、専門家によるWGでの議論を踏まえて、持続可能性に関する要件を設定したところです。</p>

3. 認証品について	「組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物」として、有機 JAS 畜産規格を認めるべき。	本調達基準案では、畜産物の生産における食料安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する要件を設定した上で、それを担保する方法の一つとして JGAP などの認証を示しています。有機畜産により生産された畜産物については、有機飼料により生産されるなど環境面の配慮がより進んだものであり、持続可能性の一層の向上に資する取組であることから、これを推奨することとしています。
4. 認証品以外の場合について	<p>JGAP、GLOBAL G.A.P.以外に、FSMS の規格にもサステナビリティの基準を持っているところがあるため、①～④を満たす規格を追記すべき。</p> <p>GAP 取得チャレンジシステムの第三者による確認とは具体的にどのようなスキームで確認された対象を指すのか。</p> <p>策定中のスキームである GAP 取得チャレンジシステムが 2 に示す持続可能性の考え方を具現化したスキームとなる前提になっているのかわからないか。</p>	<p>本調達基準案では、要件を満たすことがヒアリング等を通じて確認できている JGAP と GLOBAL G.A.P.を挙げていますが、その他の認証については、本調達基準の要件を満たしていること（2 の要件と相当の整合性があること）を当該認証のスキームオーナー等から御提示いただくことにより個別に判断したいと考えています。</p> <p>GAP 取得チャレンジシステムについては本調達基準案の注 2 で説明しています。</p>
5. 推奨事項について	<p>有機畜産や障がい者主体の生産を推奨すること</p> <p>は理解できるが、調達基準の 3、4 との関係が曖昧。</p> <p>「推奨」との文言は、「優先的もしくは積極的に選択すべき」と書き換えることを提案する。</p>	<p>サプライヤーは 2 の要件を満たすものとして、3 または 4 に該当する畜産物を調達する必要があるが、その上で、さらに該当することが望ましい畜産物を 5 に示しています。</p> <p>有機畜産により生産された畜産物を含め、5 に示す畜産物については、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から推奨していますが、こうした畜産物は供給量や価格の面での制約も小さくないことから優先すべき等とはしていません。</p>

6. 国産畜産物について	「国産飼料を使った国産畜産物を優先的に選択すべきである。」とすべき。	飼料の自給率を高める観点からも、エコフイードを用いて生産された畜産物や放牧畜産物により生産された畜産物を推奨することとしています。
7. 海外産の畜産物について	国産畜産物を優先的に選択することは、参加・協働の取り組みを大きく促進するものであり、賛同する。 「サブプライヤーは、海外の畜産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、調達すべきでない。」とすべき。	国産の畜産物が使用されることで生産者をはじめとする関係者の参加感が高まることは、国全体での盛り上げという観点からも重要と考えています。
8. 関係書類の保管について	調達実績情報の保管について、TOCOG が時限的組織であるが、1年後 TOCOG が調達実績の提供を依頼することを想定しているのか。	国産・海外産にかかわらず、2の要件を満たす畜産物を調達することが原則ですが、他方で、海外産でなければ調達できない畜産物について2を満たすことの確認が困難な場合があり得ると考え、例外措置を設けています。 本調達基準案においては、サブプライヤーが基準に則った食材を調達していることを確認できるようにするために関係書類の保管を求めています。組織委員会解散後に書類の提出を求めることは現状では想定していません。

水産物の調達基準に関するご意見のポイント

2016年12月13日から27日にかけてご意見を募集した「持続可能性に配慮した調達コード(案)」のうち水産物の調達基準(案)については、合計約210件のご意見をいただきました。

大変多くのご意見をいただきましたので、このうち、代表的なものについて、以下に紹介いたします。

該当項目	ご意見の内容	回答(案)
1. 対象について	加工食品の調達に関し、「可能な限り優先的に」を「優先的に」あるいは「最大限優先的に」と修正すべきである。	加工食品についてもできるだけ基準を満たす原材料が使用されたものを調達できるとが望ましいと考えています。一方、加工食品については原材料が多岐にわたり、また、加工・流通過程で多くの事業者を経由する上、様々な産地の生鮮食品を一括の原材料として製造されたもの一部が調達されることとなるなどの理由から、基準の適用には一定の限度があると考えています。
2. 要件について	加工食品の加工や流通における持続可能性への取組を規定しないのか。 ③を「食材の安全を確保するための抗菌剤の成長促進および予防目的での使用を行わず、適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。」とすべき。	食品の加工・流通段階に対しては、調達コードの共通事項が適用されます。 養殖水産分野の抗菌剤は医薬品として使用されており、医薬品医療機器等法に従って適正に使用されることで、水産物の安全は確保されると考えます。 なお、我が国では昨年4月に薬剤耐性対策アクションプランが決定され、養殖水産分野においても薬剤耐性菌の監視など、対策をさらに強化することと承知しています。

	<p>イリガーナ水産物を排除し、計画的な水産資源管理及び計画的な漁場環境の維持・改善に配慮する漁業に基づく水産物等を調達の対象とすることは評価できるものであり、また、今後の生産者の取組みについても明確化された内容であると考ええる。</p> <p>②及び③について、FAOの責任ある漁業のための行動規範を遵守する漁業によって漁獲されていること等、満たす条件を明記する必要がある。</p> <p>適切な記録によって生産現場まで遡ることが可能な透明性あるトレーサビリティの確保を必須事項として記載する必要があると考える。</p>	<p>調達基準を満たす水産物の供給を通じて、水産分野における持続可能性への取組がさらに進むことを期待しています。</p> <p>ご意見の部分の具体的内容については、別紙の②及び③に示していただいております。</p> <p>本調達基準案の7においては、サプライヤーに対して、認証の取得状況等について合理的に説明できる書面その他の情報を保管し、組織委員会の求めに応じて提示・説明できるように求めることとしています。サプライヤーにおいては、この説明義務を果たすよう対応する中で、サプライチェーンにおける適切な分別管理や情報の管理・提供を順次（サプライヤーは2次サプライヤーに、2次サプライヤーは3次サプライヤーに、というように）求めていくことが当然になされるものと考えており、その結果として、生産段階までのトレーサビリティが実質的に確保された状態になるものと考えています。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>3. 認証品について</p>	<p>FAO のガイドラインに準拠したものであるかどうかは、組織委員会ではなく、持続可能性のグローバルスタンダードを満たすために GSSI 等の然るべき機関によって認証されたものに限定すべき。また、2 の①～④を満たすとすると根拠が示されていない MEL および AEL は削除すべき。</p>	<p>本調達基準案においては、専門家による WG での議論を踏まえて、持続可能性に関する要件を設定した上で、それを担保する方法の一つとして、ヒアリング等を通じて要件を満たすと判断した認証を挙げているところであり、組織委員会として認証間の優劣をつけることは意図していません。また、いずれの認証品であっても 2 に示す要件を満たさないと苦情・指摘がある場合は苦情処理システムの対象となります。</p> <p>「FAO のガイドラインに準拠している」かどうかについては、当該認証のスキームオナー等から FAO のガイドラインに準拠していることを御提示いただくことにより個別に判断したいと考えますが、ご意見を踏まえ、当該認証が GSSI の承認を受けているかどうかについても判断する上での参考にしたいと考えています (GSSI の承認を受けていない認証を認めないというものではありません)。</p>
<p>「FAO ガイドラインに準拠したものと組織委員会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物」についても、判断基準や結果を公表し、透明性と公平性を担保すべきである。</p>		
<p>基準を満たすと認められたエコラベル認証の間で優劣をつけることのないようにして頂きたい。</p>		
<p>3 に「GSSI による認定は FAO ガイドラインへの準拠を確保するものである。」と追記することを提案する。</p>		
<p>IUCN または環境省、都道府県により絶滅危惧種に指定されている魚種、また水産研究・教育機構により「低位」に分類されている魚種は、たとえ認証が付与されていても認証自体に大きな問題であるため、調達から外すべきである。</p>	<p>共通事項において、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料は使用しないよう求めています。</p> <p>また、資源状況が低位とされている魚種であっても資源管理の適切な措置を講じた上で利用することは可能と考えています</p>	

	<p>調達基準の2を担保する方法として、日本国内で漁業関係者の支持が大きいMEL/AELに加えて、欧州中心に海外で普及しているMSC/ASCの4つを使う方法は、その効力と経済合理性の両面からベストであると考え。</p>	<p>本調達基準案については、多様な魚種と漁業形態を有する日本の水産業の実情も踏まえながら、持続可能性への配慮を求めつつ実現可能なものとなるよう検討した結果を取りまとめたものです。</p>
<p>4. 認証品以外の場合について</p>	<p>FIP（漁業改善プログラム）、AIP（養殖改善プログラム）に取り組む漁業者・養殖業者により生産される水産物は、そうでないものよりも優先して調達される枠組みを構築することが望まれる。</p> <p>不透明な例外規定をつくることで調達方針全体が無意味なものになっている。</p> <p>MEL、MSC、AEL、ASC等による認証を受けた水産物に限定しないで、日本の関係漁業法や水産資源管理の取組みを認め、水産物全体を対象した基準となつていてこれを大いに評価する。</p> <p>公平の観点から、エコラベル製品に限定すべきでなく、この意味においてこの原案の趣旨を堅持すべき。</p>	<p>水産エコラベル認証は、全ての水産物を対象として一斉に評価を行った結果ではなく、非認証品であっても持続可能なものは多く存在すると考えられることから、エコラベル認証がないことのみをもって、当該水産物の持続可能性を否定することは公平性を欠くと考えています。本調達基準の検討においても、認証ありきではなく、持続可能性の観点から確保すべき要件を設定した上で、それを満たすことを確認するツールとして既存の認証を位置づけるとともに、認証以外の方法についても認めるという方向で議論してきたところでは、その中で、資源管理計画及び漁場改善計画については2の①～③を担保するものであることがヒアリング等を通じて確認できたことから、これを活用しつつ、労働安全に係る要件④について追加の確認を求めた内容としたところでは、FIP及びAIPについては、これらを実施していることが2に示す要件の全部または一部を担保するものか承知していません。他方で、FIP/AIPのような取組を排除する意図はなく、むしろこうした改善に向けた民間の取組も重要であることから、4（3）に該当し得るケースとして、FIP/AIPを念頭に置いた記述を追加することとします。</p>
<p>5. 国産水産物について</p>	<p>国産水産物を優先的に調達すべき、との項目は国内水産業の振興に大きく資する重要な事項であり、ぜひ本案のとおり基準に織り込んでいただきたい。</p>	<p>国産水産物の活用が、国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的機能の発揮等につながることを期待して当該項目を設けたところでは、また、国産の農畜水産物が使用されることで生産者をはじめとする関係者の参加が高まることは、国全体での盛り上げという観点からも重要と考えています。</p>

	<p>国産水産物を優先する理由として、「輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献」も追加すべき。</p>	<p>農産物、畜産物と同様に輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制も考慮されていますが、国産水産物には、遠洋で漁獲されるものもあり、海外産と比較して輸送距離が短縮されると一概に言えないと考えているため、原案どおりといたします。</p>
6. 海外産の水産物について	<p>「組織委員会が認める持続可能性に資する取組」について明記すべき。または現時点で具体的な取組みが想定されていない場合は、判断する必要性が生じた際に、その内容と判断根拠について情報公開を行うべき。</p>	<p>「持続可能性に資する取組に基づいて漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているもの」については、例えば環境保全などの取組が確認できるもので、どこから調達したか追跡可能な状態のものを想定しており、こうした水産物であることをサブライヤーから示してもらっています。また、該当することが確認できたものについて公表することとしたいと考えています。</p>
7. 関係書類の保管について	<p>組織委員会は、サブライヤーが提出した書類を、2020年大会終了後から次大会終了後までの間保管するとともに、一般に公開すべき。</p>	<p>本調達基準案においては、基準に則った食材を調達していることを確認できるようにするために、サブライヤーに関係書類の保管を求めています。また、一般への公開については、調達元の情報を含め、サブライヤーの営業秘密に関わるものもあるため困難と考えています。</p>
別紙について	<p>サブライヤーに求められる確認書類については、生産者側に過度の負担とならないものとしていただき、より多くの国産の魚類が供給できるように簡素化等に配慮願いたい。</p> <p>別紙①～④の確認事項をチェックする「合理的な方法」について、誰がどのように行うのか、「合理的」であることをどう客観的に証明するかを具体的に示すべき。</p>	<p>サブライヤーが保管すべき書類については、事業者向けに別途具体的な例を示せるようにしたいと考えています。</p> <p>別紙に示す確認事項については、事業者が困ることのないよう、事業者向けに別途具体的な確認方法や様式例等を示せるようにしたいと考えています。</p>

(別添 2 - 2)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される農産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した農産物の調達基準 (案)

1. 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品(※)及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

〔※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物の生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。〕

2. サプライヤーは、農産物について、持続可能性の観点から以下の①～③を満たすものの調達を行わなければならない。

①食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

③作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP Advance または GLOBALG.A.P.の認証を受けて生産された農産物については、上記2の①～③を満たすものとして認める。このほか、上記2の①～③を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けて生産された農産物以外を必要とする場合は、上記2の①～③を満たすものとして、農林水産省作成の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されなければならない。

5. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、有機農業により生産された農産物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物が推奨される。
6. サプライヤーは、上記2を満たす農産物を選択する上で、国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産農産物を優先的に選択すべきである。
7. サプライヤーは、海外産の農産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
8. サプライヤーは、使用する農産物について、上記3～7に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

(別添 2 - 3)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される畜産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準（案）

1. 本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品（※）及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

〔※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの、畜産物の生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。〕

2. サプライヤーは、畜産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ②環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP^{註1}または GLOBAL G.A.P.による認証を受けて生産された畜産物については、上記2の①～④を満たすものとして認める。このほか、上記2の①～④を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けて生産された畜産物以外を必要とする場合は、上記2の①～④を満たすものとして、「GAP 取得チャレンジシステム」^{注2}に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示されなければならない。
5. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、有機畜産により生産された畜産物、農場 HACCP の下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物や障がい者が主体的に携わって生産された畜産物が推奨される。
6. サプライヤーは、上記2を満たす畜産物を選択する上で、国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産畜産物を優先的に選択すべきである。
7. サプライヤーは、海外産の畜産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
8. サプライヤーは、使用する畜産物について、上記3～7に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間は保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注1 JGAP については、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重にアニマルウェルフェアを加えた畜産物の総合的な GAP として、一般財団法人日本 GAP 協会が平成 29 年度より運用開始予定のもの。

注2 GAP 取得チャレンジシステムについては、農林水産省の補助事業により実施するものであり、JGAP 取得を推進するため、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準、畜産物の生産衛生管理ハンドブック、アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針、環境と調和のとれた農業生産活動規範の各チェックシートをベースに、JGAP 取得につながる取組・項目をリスト形式で提示し、生産者が自己点検した内容を第三者（事業実施主体）によって確認するもので、平成 29 年度より運用開始予定のもの。

(別添 2 - 4)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される水産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した水産物の調達基準 (案)

1. 本調達基準の対象は、水産物の生鮮食品(※)及び水産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である水産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた水産物に該当するもの：水産物の生鮮食品には魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類が含まれる(ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く。)、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したものと並びに生きたものを含む。)

2. サプライヤーは、水産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①漁獲又は生産が、漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること。
- ②天然水産物にあつては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
- ③養殖水産物にあつては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. MEL、MSC、AEL、ASCによる認証を受けた水産物については、上記2の①～④を満たすものとして認める。このほか、FAOのガイドライン^注に準拠したものとして組織委員会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物も、上記2の①～④を満たすものとして同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けた水産物以外を必要とする場合は、以下のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、上記2の④について別紙に従って確認されていること。
- (2) 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ、上記2の④について別紙に従って確認されていること。
- (3) 上記3に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、上記2の①～④を満たすことが別紙に従って確認されていること。

5. サプライヤーは、上記2を満たす水産物を選択する上で、国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産水産物を優先的に選択すべきである。

6. サプライヤーは、海外産の水産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

7. サプライヤーは、使用する水産物について、上記3～6に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

- 注：・ Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries. Revision 1. (2009)
- ・ Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Inland Capture Fisheries. (2011)
 - ・ Technical guidelines on aquaculture certification. (2011)

別紙（４の（１）～（３）に関する確認方法）

持続可能性に配慮した水産物の調達基準（以下「調達基準」という。）の４の（１）～（３）については以下のとおりとする。

調達基準２の①～④については、国産水産物の場合は漁業者または漁業者の所属する漁業協同組合等が、輸入水産物の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

①：当該水産物の漁獲または生産が次の全てに該当することを確認する。

- ・FAOの「責任ある漁業のための行動規範」に準拠している。
- ・国内法令に基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局（国、地方政府）から受け、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。
- ・国際的な管理が行われている漁業にあつては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を遵守している。

②：当該天然水産物が次の全てに該当する漁業によって漁獲されていることを確認する。

- ・科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置（漁獲対象とする資源の状況に応じた休漁、体長制限、漁具規制等）を計画的に実施している。
- ・非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行っている。

③：当該養殖水産物が次の全てに該当する養殖業によって生産されていることを確認する。

- ・水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置（漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等）を計画的に実施している。
- ・水産医薬品以外の薬品の使用を禁止し、水産医薬品については、使用禁止期間等、法令を遵守し適正に使用している。

④：当該水産物の漁獲または生産に当たり、関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを確認する。

- ・安全作業のための服装や保護具が着用され、作業後は適切に保管されている。
- ・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善が行われている。
- ・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管が行われている。
- ・化学薬品・燃料等は適切に保管または廃棄処理されている。

《農産物》

＜要件＞

- ① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

＜推奨される事項＞

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わって生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

＜国産を優先的に選択＞

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

(要件①～③を満たすもの)

ア JGAP Advance、

GLOBALG.A.P.、

組織委員会が認める認

証スキーム

イ 「農業生産工程管理

(GAP)の共通基準に

関するガイドライン」に

準拠したGAP かつ 都

道府県等公的機関によ

る第三者の確認

サプライヤー(ケータリング事業者等)

《畜産物》

＜要件＞

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

＜推奨される事項＞

- ・有機畜産により生産された畜産物
- ・農場HACCPの下で生産された畜産物

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

(生鮮食品)

＜国産を優先的に選択＞

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

加工

(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

(要件①～④を満たすもの)
ア JGAP、GLOBALG.A.P.、組織委員会が認める認証スキーム

イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示された畜産物

- ・エコフィードを用いて生産された畜産物
- ・放牧畜産実践農場で生産された畜産物

・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物

サプライヤー(ケータリング事業者等)

《水産物》

＜要件＞

- ① 漁獲又は生産が、漁業関係法等に照らして、適切に行われていること。
- ② 【天然水産物】科学的な情報を踏まえ、計画的に資源管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
- ③ 【養殖水産物】科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

(生鮮食品)

＜国産を優先的に選択＞

(国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

加工

(加工食品)

(要件①～④を満たすもの)

ア MEL、MSC、AEL、ASC、FAOのガイドラインに準拠したものでして組織委員会が認める認証スキーム

イ 資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたもの

ウ に基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、要件④について確認されているもの

エ 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養

殖漁場において生産され、かつ要件④について確認されているもの
 認証取得を目指した改善計画によるものを含め、要件①～④を満たすことが確認されているもの

主要な原材料である水産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

JGAP畜産版の策定状況

平成29年2月17日

農林水産省

生産局畜産部畜産振興課

JGAP畜産版(JGAP家畜・畜産物)の概要①

- 平成28年10月以降、日本GAP協会において技術委員会畜産物部会(畜産関係の生産者、流通業者、学識経験者等により組織)を開催して基準書の開発を推進。
- 平成28年12月26日から本年1月17日まで基準書案のパブリックコメントを実施。
28年度内に基準書を完成し、29年度からの運用開始を予定。
- 国産畜産物の輸出環境整備事業(H28補正予算)により、JGAP及びGGAPの取得農家の経費を支援

<JGAP家畜・畜産物の骨子>

- 農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重及びアニマルウェルフェアから成る家畜・畜産物の総合的なGAP
- 乳用牛、肉用牛、豚、肉用鶏及び採卵鶏の5畜種

JGAP畜産版(JGAP家畜・畜産物)の概要②

【主な管理項目】

- ①農場運営: 経営者の責任及び権限、作業の記録・保管等を規定
- ②食品安全: 生産工程におけるリスク管理、トレーサビリティ等を規定
- ③家畜衛生: 「飼養衛生管理基準」の遵守、管理獣医師等による指導を規定
- ④環境保全: 廃棄物の管理及び資源の有効利用、家畜排泄物の適正管理等を規定
- ⑤労働安全: 労働安全管理及び事故発生時の対応等を規定
- ⑥人権の尊重: 従業員の人権・福祉と労務管理を規定
- ⑦アニマルウェルフェア: 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応を規定

GAP取得チャレンジシステムの概要

GAPに関する生産者の受け止め方

⇒ JGAP畜産版(策定中)やGLOBAL G.A.P.にいきなり取り組むのは、生産者にとってハードルが高い

⇒ GAP認証に取り組む前に、農場内で記録やPDCA(Plan, Do, Check, Act)サイクルの定着を図りたい

⇒ アニマルウェルフェアに配慮した飼養方法などについて、現状の取組で良いのかどうか教えてほしい

GAP取得チャレンジシステム (農林水産省補助事業により実施)

- ・GAP取得につながる取組・項目をリスト形式で提示
- ・食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアなどをカバー
- ・自己点検内容を第三者が確認し、農場名をWebで公開
- ・アニマルウェルフェアを中心に、研修会やセミナーも予定
- ・平成29年度から運用開始の予定